

令和5年11月13日

能美市議会

議長 田中 策次郎 様

議会活性特別委員会

委員長 山下 毅

能美市議会議会活性特別委員会行政視察報告

1. 実施日 令和5年10月16日（月）～令和5年10月17日（火）
2. 視察先 福島県 会津若松市議会（16日）、埼玉県 所沢市議会（17日）
3. 参加者 委員長 山下 毅 副委員長 今尾 晃司
 委 員 山本 悟 委 員 仙台 謙三
 委 員 北村 周士
 （随行） 議会事務局 議事調査課 吉本 公平

計6名

4. 視察の目的

当委員会では、委員会の設置目的の一つである議員間討議の導入にあたり、能美市議会基本条例の一部改正や実施要綱の検討を重ねてきた。各常任委員会では議員間討議のシミュレーションを行い、実施する際の課題の整理も行った。

そこで議員間討議導入スケジュールである12月「議会基本条例に議員間討議を明記するための条例改正」、来年3月「議員間討議を導入した審議の本格運用開始」に向けた準備の最終段階として、議会改革先進議会の行政視察研修により、議員間討議等の運用における現状、および今後さらに進化させるための課題等を学び、議会改革を実践することを目的とする。

5. 先進議会の取組－1【会津若松市議会】

会津若松市議会は、平成20年6月に議会基本条例を制定し、議会改革を進めてきた先進自治体である。能美市議会では令和元年10月に同市議会を視察し、議員間討議について知見を得ることができた。

今回の視察では、当委員会で明確にしてきた議員間討議の姿をもとに、各委員がより具体的な課題を持って視察に臨んでいる。

(1) 政策サイクルに基づく議会活動

会津若松市議会は、昨年8月より通年議会が導入されている。定例会議（9月、12月、2月、6月）を軸に、8月に招集会議（定例会の招集）が開かれ、翌年7月に定例会閉会となっている。通年議会の導入により1年間をとおして議会が活動能力を持つこととなり、政策サイクルが設計されている。

政策サイクルは主に、

①市民との意見交換会（市民意見の聴取）：これを基本とする

②広報広聴委員会（市民意見の整理、問題発見、課題の設定）

③各派代表者会議（課題の決定）、意見交換会

④予算決算委員会（政策研究、専門的知見の活用）、意見交換会

で構成されている。通年議会の導入にあわせて、これまで主に議会閉会中に行ってきた市民意見の聴取、政策研究、予算審査、決算審査までの政策サイクルを1つの委員会で1年間を通じて一貫して行い、専門性を高めるために取り組んでいる。

(2) 政策サイクルの主要3ツール

政策サイクルを回すために3つのツールを運用している。

ツール1：市民との意見交換会

市民との意見交換会は、政策サイクルのほとんど全ての場面に関連する極めて重要な制度として位置づけられている。

ツール2：広報広聴委員会

広報広聴委員会は、政策サイクルのステージのうち、政策研究の段階で重要な位置付けにある。

ツール3：予算決算委員会における政策研究

予算決算委員会における政策研究は、政策サイクルのステージのうち、政策研究に係る問題分析及び政策立案の2つの段階で主要な機能を果たしている。ここでは専門的知見の活用による政策研究が行われ、会津若松市議会活動の根幹を成している。

(3) 会津若松市議会における議員間討議

視察時の説明において、「私たちの議員間討議の基本となる市民の意見は、意見交換会から生まれている」と述べられているように、政策サイクルのツールである市民との意見交換会が、議員間討議の根幹をなしていると考えられる。また、論点抽出に際し必要不可欠な「行政評価」等の資料を、委員会として市執行部へ資料請求を行っている。会津若松市の議員間討議は、市民との意見交換会と連携して政策サイクルの中に位置づけられているのが特徴である。議員間の自由闊達な討論を「議員間討議」と位置付け、本会議及び委員会では実施している。また議員間討議申出書は大変きめ細かい内容であり、論点および論点の根拠を可能な限り明確にして議員間討議を行っている。

※以上、詳細は資料「会津若松市議会の議会改革～議会基本条例で実現する市民参加型政策サイクル～」を参照。

6. 先進議会の取組－2【所沢市議会】

所沢市議会は平成 21 年 3 月に議会基本条例の制定、専門的知見の活用（地方自治法 100 条の 2）、議員間の自由討議など議会改革に取り組んできている。また、過去の選挙違反事件後の補欠選挙において、多くの新人が当選し「議会の若返り」が進んだことから、やわらかい、ざっくりばらんな、自由な議会運営のもと改革が進められてきた経緯がある。

（1）専門的知見の活用：常設の政策研究審議会

所沢市議会は議会基本条例制定時に、地方自治法 100 条の 2 の専門的知見の活用による調査委託、条例素案について公聴会などを実施している。これが、現在は政策研究審議会として、議会に常設の付属機関として設置されている。

議会が政策提言等につながる調査を委託し、政策提言への賛同および課題などが報告される。例としては令和 2 年度に「教職員の働き方改革に関する取り組みについて」、令和 4 年度に「通年会期制の在り方等の妥当性について」を諮問している。

政策研究審議会は一年を通した政策形成体制に仕組みとして活用されている。

（2）議員間の自由討議

所沢市議会において議員間の自由討議は、委員会のみで行われている。自由討議の始まりは、「ある案件について、職員より経緯を知っている議員がいる。では自由に討議をしてはどうか」との説明があった。これが先述した議会の若返りと相まって、要綱無し、事前通告および書類無し、執行部の同席退席は都度判断という自由討議が実施されている。会津若松市議会の議員間討議とは対照的であるが、議案等について委員それぞれの考え方が明らかになり、論点の整理ができ、市民への説明責任を果たす点は同じである。

（3）通年会期制導入に向けた取組

平成 24 年の地方自治法改正を受け、同年から通年会期性の導入について協議されてきた。現在までの間も導入に向けて継続的に協議が行われ、令和 4 年度には政策研究審議会へ「通年会期制の在り方等の妥当性について」を諮問し、その結果、議会が通年会期性を提案する段階に至っている。

通年会期性の主な導入目的および効果として、議会の活動能力が常時担保され、議長が速やかに本会議を開催することができ、災害や緊急の行政課題等に主体的かつ機動的な対応を可能とし、議会審議の充実と活性化が期待されるものである。

（4）その他、所沢市の議会改革

①政策討論会（市民公開の議員による討論会）

市民と議員との自由な意見交換の場である議会報告会とは別に、政策討論会を開催し、特定のテーマに対する議員間討議を通し政策立案、政策提言の積極的な推進に取り組んでいる。政策討論会は平成 24 年 2 月に第 1 回が開催され、市民との意見交換に基づく提案を政策サイクルの中で検討することが課題とされている。令和 5 年 1 月の第 12 回

政策討論会では、「どうなる！？パルコ閉店による新所沢の未来は！～魅力あるまちを目指して～」をテーマに、市民 107 名が参加している。

②新規事業概要調書

議会審議における論点情報の形成のため、平成 21 年より全ての議案について、統一フォーマットによる資料「新規事業概要調書」の提出を市執行部へ求めている。内容は、事業名、事業費総額、総合計画との関連、根拠法令、事業の概要、他自治体の類似政策等となっており、審議における市民への説明責任を果たすうえでも有用と考えられる。

7. 所感

(1) 市民のための議会改革であること

両市議会の「議員間討議」等の議会改革への取り組みに共通しているのは、「誰のため、何のための議会改革なのか」が明確なことである。議会改革は市民のため、市民の安全安心のため、市民の福祉の向上のために行うものであり、本市議会においてもこの原則を忘れることなく、柔軟な取り組みにより不断の改革を進めていくべきである。

(2) 議員間討議の導入

先述したように会津若松市議会の議員間討議と、所沢市議会の自由討議は運用において大きな違いがあるが、その違いにとらわれる必要は無い。本市議会における議員間討議は市民のためであることは間違い無く、これまで準備してきた要綱に基づきスケジュールどおり導入し、小さく初めて進化させるように取り組むことの必要性をあらためて自覚した。

(3) 専門的知見の活用

地方自治法 100 条の 2 には、「専門的事項に係る調査」として、「普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。」と定められている。両市議会とも専門的知見の活用を政策サイクルの中に常設し、政策研究に活用している。本市議会でも議会および委員会の機能強化のため検討すべきである。

(4) 市執行部への政策説明資料の要請

会津若松市議会は行政評価を、所沢市議会は新規事業概要調書の提出を求め、議案審議における論点を整理し、執行機関とは異なる視点から政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため所管事務調査を行っている。本市議会で今夏に行った「能美市議会基本条例の検証・調査結果」では、「予算及び決算における政策説明資料の作成の要請」について実施状況評価 B、管理評価 2 となっており、多くの議員が資料の不足を指摘している。いたずらに資料請求を行うことは避けるべきであるが、専門的知見の活用と同様に、言論の府である議会の機能を強化し市民のための役割を果たすため、議会と執行部が協力して仕組みづくりを検討すべきである。